

グローバル内部監査基準™による 内部監査の外部評価支援

2025年1月に適用が開始された「グローバル内部監査基準™」は、内部監査への取締役会の関与度合いの強化やテクノロジー活用の明文化など、2017年公表の「内部監査の専門的実施の国際基準」（以下、2017年版IIA基準）よりも具体的な規定となりました。KPMGは基準の適合性に加え、蓄積されたリーディングプラクティスを基に外部評価を実施し、内部監査品質の保証と有効性向上に向けて支援します。

グローバル内部監査基準™の適用上の課題と外部評価の有用性

企業において、グローバル内部監査基準™への適合性の確認、適合に向けた改善等が行われると考えられます。しかし、2017年版IIA基準と比較した場合のグローバル

内部監査基準™の要求の高さから、適用にはいくつかの課題が考えられ、それらの克服には外部評価が有効な場合があります。代表例を以下に示します。

	2017年版IIA基準とグローバル内部監査基準™の比較（例）		グローバル内部監査基準™を適用する場合の課題等	グローバル内部監査基準™に基づく外部評価の有用性
取締役会の関与度合い	2017年版IIA基準	外部評価における内部監査部門長への要求事項について、「内部監査部門長は、その形式と頻度について取締役会と話し合わなければならない」としていた。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の関与度合いの強化は、内部監査の質を上げるには内部監査の独立性の向上が必要との認識の表れと考えられる。 取締役会の責任・権限の見直しを伴うため、社内調整等が容易でないことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査機能を起点とした見直しだけでは対象とすることが難しい取締役会の責任・権限の見直しの契機になり得る。
	グローバル内部監査基準™	取締役会の必須事項として「（取締役会は）外部評価の実施に関する計画をレビューし、承認する」、その承認には「評価の範囲と頻度」に加え、「外部評価者又は評価チームの専門的能力及び独立性」なども対象とすることを要求している。		
テクノロジーの活用	2017年版IIA基準	内部監査に用いられるテクノロジーは、「内部監査の資源」のなかに含めて規定されていたと想定される。	<ul style="list-style-type: none"> 新たにクローズアップされた項目であるため、評価の基準や手法の設定が難しく、「品質の内部評価」では十分な評価が行われない可能性がある。 テクノロジー活用の未成熟さが浮き彫りになるが、適切な改善策を立案できない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> テクノロジー活用の先行事例に基づき、複数の観点から評価を受け、ベンチマークに基づく改善提案を受けることができる。 評価結果が、テクノロジー活用を推進する、もしくは現状を見直す契機になり得る。
	グローバル内部監査基準™	「テクノロジー」という用語を用いて、「内部監査のプロセスを支えるテクノロジーを有していることを確実なものとするように努める」ことや「テクノロジーを定期的に評価し、有効性と効率性を向上させる機会を追求する」ことを要求している。		

出典：日本内部監査協会「グローバル内部監査基準™」（<https://www.theiia.org/globalassets/site/standards/editable-versions/global-internal-audit-standards-japanese.pdf>）を基にKPMGにて作成

品質評価の流れ

評価は、ステークホルダーへのインタビューおよび、規程・マニュアル類をはじめとした実際の内部監査で作成している監査計画、監査調書・報告書等のレビューを通して実施します。改善提言を含むKPMGの報告内容は、支援先との協議および合意に基づき最終化を図ります。

準備	評価		報告	
計画・準備	現状の理解	適合性評価・ベンチマーキング	合意形成（報告書ドラフト）	報告書完成・報告
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体スケジュール・プロジェクト管理に関する協議・合意 ■ レビュー対象となる関連文書の一覧を基に文書の収集を依頼 ■ 以下について協議・合意 <ul style="list-style-type: none"> ・インタビューの対象者とアジェンダ ・関連資料レビュー等の対象とする内部監査案件 	<ul style="list-style-type: none"> ■ インタビュー <ul style="list-style-type: none"> ・経営層：内部監査への期待・課題等の確認 ・内部監査部門長：戦略、体制、育成および将来への取り組み等の確認 ・被監査部門：結果の有用性や内部監査対応の負担等の確認 ■ 関連資料レビュー <ul style="list-style-type: none"> ・規程・マニュアル、計画、内部監査手続・内部監査結果の記録、報告内容等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ グローバル内部監査基準™への適合性評価、発見事項となり得る項目の特定 ■ 経営層の期待やリーディングプラクティスを踏まえた改善の機会の特定 ■ 発見事項および改善の機会に関する所見の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所見に対する事実確認 ■ 発見事項および改善の機会に関する改善提言のドラフト ■ 改善提言に関する協議・合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部評価報告書のドラフト・提示 ■ 報告書の記載内容について協議し、必要に応じて報告書を修正して最終化 ■ 最終報告会の実施（要望に応じてプロジェクトオーナーへの報告を実施）

KPMGの外部評価の特徴

KPMGは、内部監査が取締役会・経営層・被監査部門等のステークホルダーにとって有意義な存在である必要があると考えます。そのためには、グローバル内部監査基準™に適合していることはもとより、取締役会・経営層に経営判断のための示唆を与え、被監査部門による内部統制の本質的な改善を支援するなど、自社の経営管理体制の改善・高度化に向けた貢献ができていくかがカギとなります。

KPMGの外部評価は、グローバル内部監査基準™の適合性の観点に加え、これまで外部評価を提供するなかで蓄積してきた実務上のリーディングプラクティスに基づく観点も含めて実施します。

さらに、通常の外部評価に加えて以下の内容を実施することも可能です。支援先の状況に応じた、より踏み込んだ示唆を提示します。

- テクノロジー活用の成熟度評価（高度化に向けたロードマップ案作成を含む）
- グループ会社にも内部監査機能がある場合、グループ全体の内部監査機能、もしくは本社の内部監査部門内にあるグループ統括機能の外部評価

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはKPMGコンサルティング株式会社までお問い合わせください。

KPMGコンサルティング株式会社

T: 03-3548-5111

E: kc@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/kc

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. C25-1025

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.